

岩手県告示第678号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手県土地改良事業団体連合会会長から次のとおり通知があった。

平成20年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市、岩手郡岩手町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町
- 2 公共測量を実施する期間 平成20年9月8日から平成21年2月24日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（航空写真カラー撮影・デジタルオルソ画像作成）